

新たな学会認定制度について

日本フットケア・足病医学会
認定委員会

学会認定制度

名称	フットケア指導士	フットケア・足病治療認定師
目的	足病やフットウェアの適切な知識および予防的フットケアの技術を習得し、国民に対して足病予防の普及・啓発活動が実践できる人材を育成する	下肢を救済し、足病の治療・ケア・予防を行い、患者のQOLの向上を目的とし、治療、救肢、救肢後再発予防などに必要な適切な医療的知識を習得し、多職種連携を積極的に実践できる人材を育成する
役割	健康な足の維持と足病予防を中心とする全年齢を対象とした足、靴の大切さを伝えるために、健康な足、足病予備軍へケアを提供するとともに、足病予防の普及・啓発活動を行う	足病保有者への治療とケアの実践者、Gate Keeperとしての役割を果たす

新たな学会認定制度：申請手順

日本フットケア・足病医学会員

医師・看護師・理学療法士・作業療法士
臨床検査技師・義肢装具士・臨床工学技士・薬剤師
栄養士・介護福祉士・准看護師・診療放射線技師

最初にフットケア指導士の資格を取得

①

フットケア指導士取得

自身の今後の活動には
治療的知識が必要

①取得後に②の資格を取得する流れが基本となる

例外として下記の資格保有者はフットケア指導士の
資格取得をせずに、フットケア・足病治療認定師の
資格の取得が可能

認定看護師

(皮膚・排泄ケア、糖尿病看護、
腎不全看護、透析看護)

②

フットケア・足病治療認定師取得

保有する資格はどちらかひとつ

教育内容

フットケア指導士

健康な足の維持に必要な知識の習得と異常の早期発見

1. フットケア指導士の役割
2. フットケア概論
(健康な足の維持と足病予防の必要性)
3. 下肢の基礎知識：足の解剖・生理（健康な足とは）
4. スキンケアの基本（皮膚と爪の解剖・生理を含む）
5. フットウェアの基本（靴の選択と履き方の基本）
6. 足のアセスメント方法
7. 足に関する疾患と治療
8. フットケアの実践方法
9. セルフケア指導（行動変容の促し方）

フットケア・足病治療認定師

足病の治療、ケア、予防の実践

1. フットケア・足病治療認定師の役割
2. 糖尿病と足病変
3. 透析と足病変
4. 皮膚疾患と足病変
5. 糖尿病足病変の看護
6. 血流障害による足病変と治療戦略（EVT）
血流障害に対する治療戦略（バイパス）
7. うっ滞性潰瘍治療と圧迫療法の実践（静脈疾患、リンパ浮腫）
8. 下肢創傷治療の基本的知識と治療戦略
創傷管理の基礎知識、保存的治療
外科的治療（予防的手術を含む）
9. 下肢救済に必要なフットウェアの知識
10. 下肢救済に必要なリハビリテーション
11. 下肢創傷管理および予防に関わる診療報酬について

eラーニングで受講できるように準備を進めています

資格取得および更新方法

フットケア指導士

認定方法

➤ 試験

必要書類

- ①国家資格の免許証②履歴書③申請書④医療歴証明書④フットケア指導士の認定セミナーの受講歴（6時間）⑤勤務先施設長の承認

更新方法

- ①5年毎②継続して学会員である③必要単位の取得（学会参加（関連学会含む）を基本とする）50単位④フットケア・足病治療認定士の資格取得後は更新不要

フットケア・足病治療認定師

認定方法

➤ 書類選考

必要書類

- ①フットケア指導士の認定書②履歴書③申請書④医療歴証明書⑤医療記録⑥予防記録⑦業績目録⑧学会参加証明書 3枚⑨フットケア・足病治療認定士の認定セミナー受講証明書（12時間）
（フットケア・足病治療認定師からの申請は国家資格の免許証を提出）
（認定看護師は認定証を提出）

更新方法

- ①5年毎②継続して学会員である③業績目録：論文、学会発表（本会、地方会に限る）④学会参加証⑤その他（院内外研修、下肢に係ること）

現在の認定資格保有者の皆様への対応について

新たな認定資格へ移行手続きを今後、開始致します

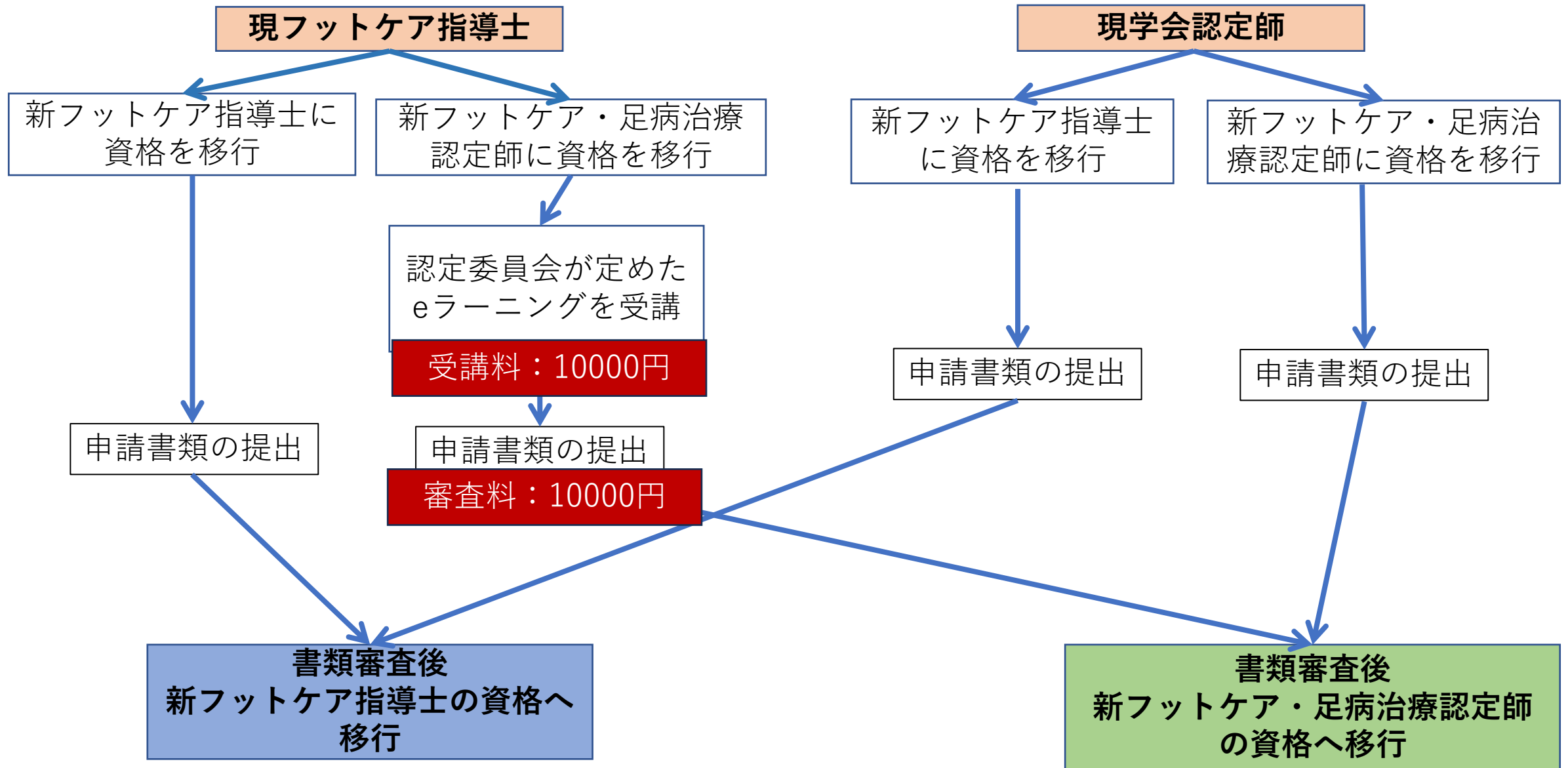
現フットケア指導士の皆様への対応

- 新フットケア指導士への移行は、書類審査のみで可能です
- 現フットケア指導士の方がフットケア・足病治療認定師資格への移行を希望される場合は、以下の条件の基に移行が可能です
 1. 移行申請資格：認定委員会が定めたeラーニングの受講（下肢創傷処置管理料セミナーと同様の内容）が済んでいる
 2. 症例の医療記録・予防記録の提出
 3. 下肢創傷処置管理料セミナーを受講済みの医師は受講を免除する

現学会認定資格保有者への対応

- 学会認定師がフットケア・足病治療認定師資格へ移行する場合は、申請書類のみの手続きとなります
- フットケア指導士への移行も、申請書類のみで可能です

現認定資格から新たな認定資格への移行



Q & A

Q：新たな学会資格認定制度における資格のフットケア指導士はフットケア・足病治療認定師より、位置付けが低いということになるのでしょうか。

A：それぞれの資格に位置付けや優劣はありません。学会員の皆様が有している資格がそれぞれ異なるように、果たすべき役割や活動内容は異なります。その役割や活動に適した資格を取得して頂くことを目的としています。

Q：臨床工学技士で、患者に対して直接フットケアをする機会がないのですが、資格の取得や移行手続きはできるのでしょうか。

A：可能です。保有している資格や活動の場によって求められる役割や実践内容は異なります。

認定資格者に求められる役割を実践できていれば問題はありません。

Q & A

Q：今年度、フットケア指導士の資格の更新なのですが、移行手続きと更新手続きの両方をしなければならないのでしょうか

A：移行手続きのみで済むように、書類の準備を進めております。

Q：新たなフットケア指導士やフットケア・足病治療認定士の資格を取得するための教育はいつ頃はじまるのでしょうか

A：現在準備を進めております。開始の準備が整い次第、会員の皆様に情報を発信致します。

新たな学会認定制度が始まります！

- 現在の資格保有者の活動をさらに支援し、新たな人材を育成していくことが認定委員会の役割となります
- それぞれの学会の認定資格保有者の個々の活動には多様性があります
- 資格保有者の皆様が自分らしい活動を継続できるように、認定員会は活動をしていきます
- ご理解とご協力を頂けますよう、お願い申し上げます